

## 宮崎市駐車場整備計画検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 平成17年4月に策定した「宮崎市駐車場整備計画」(以下、「計画」という。)の見直しを行い、計画を改訂するために必要な事項を検討するため宮崎市駐車場整備計画検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置する。

## (目的)

第2条 検討委員会は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第四条第1項に規定する計画の策定、変更及び推進に関し必要な事項を検討し、本市の実情に応じた計画を策定することを目的とする。

## (組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 検討委員会の構成は、別表のとおりとする。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、任務が達成され計画が公表されるまでとする。

## (委員長等)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 市長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 市長は、感染症の流行等やむを得ない状況であると認めるときは、委員長の承諾を得て、会議を招集に代え書面等で行うなど必要な措置を講ずることができる。

## (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 2 1 日から施行する。

## 別表

## 宮崎市駐車場整備計画検討委員会 委員構成

No	区分	所属機関・団体
1	学識経験者	宮崎大学 地域資源創成学部
2		宮崎大学 工学教育研究部
3	商工・経済	宮崎商工会議所
4		宮崎市商店街振興組合連合会
5		みやぎん経済研究所
6	交通事業者	宮崎県タクシー協会
7		宮崎県トラック協会
8	土地・建物	宮崎県宅地建物取引業協会
9	市民代表	宮崎市自治会連合会
10	行政機関	国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所
11		宮崎県 県土整備部 都市計画課
12		宮崎県 県土整備部 道路保全課
13		宮崎県警察本部交通部 交通規制課